

共創パートナーシップ 初期購買モデル契約書

(逐条解説あり)

(ソフト、所有権移転なし)

■ はじめに

- ・本契約書は事業会社がスタートアップの製品・サービスの初期的な検証を行うため、試験的に利用する際に用いるものである。
- ・中でもソフトウェア等の向け無形物について、サービス利用契約等により利用許諾を行うケースを想定している。ハードウェア等の有形物の売買取引のケースについては、別途作成した「共創パートナーシップ 初期購買モデル契約書（ハード、所有権移転あり）」をご参照されたい。
- ・なお、本契約書をご覧になる際は、「共創パートナーシップ 調達・購買ガイドライン（ベンチャークライアントモデルのガイドライン）」についても併せてご参照されたい。当ガイドラインでは、本契約書が対象とするスタートアップの製品・サービスの試験的な購買に限らず、事業会社がスタートアップの製品・サービスを調達・購買することを通じて、オープンイノベーションを実現するための手法について詳細に説明を行っている。

想定シーン

1. 大手機械メーカーY社は物流倉庫の省人化対応に資するピッキングロボットの開発に取り組んでいる。
2. Y社では、多種多様な製品を認識し、適切な方法でピッキングを行うための画像認識の技術が必要となった。
3. Y社は、スタートアップX社のAIを用いることで対応可能と考え、まずは現場で迅速に検証するため、同社の学習済みモデルを用いた画像分析ソフトウェアの提供をうけるサービス利用契約の締結を行うこととした^{※1}。

※1：本契約書の想定シーンでは、Y社が保有する情報（画像等）をX社の学習済みモデルが取り込むことによる追加的な学習はしないこととする。

■ 前文

株式会社X（以下「甲」という。）と株式会社Y（以下「乙」という。）は、甲が提供する画像認識ソフトウェア（正式名称「XXX」。以下「本ソフトウェア」という。）の使用許諾に関し、基本的事項を定めるため、以下の通り契約（以下「本契約」とい

う。)を締結する。

<ポイント>

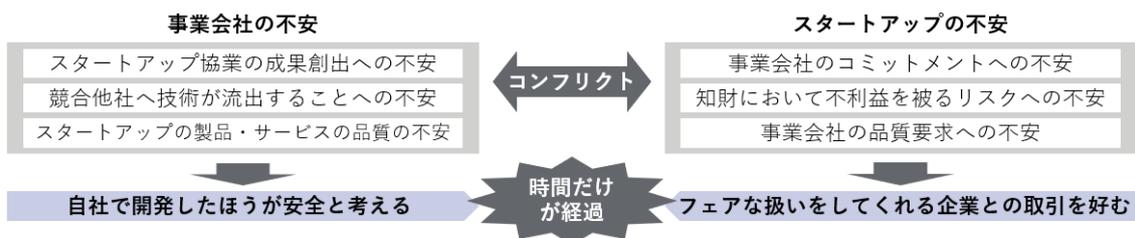
- ・本契約は、スタートアップの保有している製品の評価及び導入効果を検証するため、これを初期的・試験的に利用するための契約である。

<解説>

本契約書の狙い

- ・事業会社がスタートアップと協業する際には、PoC や共同研究開発といった手法が用いられることが多い。これらは有効な手段であるが、思うような協業成果が創出できないケースも少なくない。その理由の一つに、事業会社とスタートアップの間には立場の違いによるコンフリクトが存在することが挙げられる（図①参照）。

【図①：事業会社とスタートアップの間のコンフリクト】



出所：『スタートアップ協業を成功させるBMW発の新技术 ベンチャークライアント』日経BP社より作成

- ・そこで、本格的な協業に移行する前に、まずは試験的にスタートアップの製品・サービスを購買（利用）して効果検証を行い、相互理解を深めることで、コンフリクトを解消することが有効である。事業会社は自社の戦略的課題に対するスタートアップの製品の適合性を検証するプロセスを経るため、製品購買先のスタートアップの製品を理解した上で協業の必要性を判断できる。またスタートアップは、事業会社が自社の製品を将来的に本格的に導入してくれる可能性がある企業であると認識できることにより、安心して取引を行うことができる（図②参照）。

【図②：初期購買・検証のメリット】



※1 迅速に評価を行い共同開発や製品化につなげることで市場シェア獲得などの先行者利益を獲得できる点や、スタートアップの製品・サービスへのFBを通じて自社のニーズに適した製品に開発の方針が寄る可能性がある点などが挙げられる。

- ・ 試験的である以上、当該取引は迅速に行うことが望ましい。本契約は、スタートアップと事業会社の間で余計な交渉を生じさせず、迅速に製品の購買・検証を行うために、通常の購買（利用）契約と比べてスタートアップの立場に寄り添う内容となっている。

事業会社にとっては、通常の購買（利用）契約と比べて自社に不利な契約内容であるように思えるだろう。しかし、事業会社がスタートアップフレンドリーな契約を用いることで、様々なスタートアップとの協業機会が得られ、結果的に戦略的利益を享受することが期待できるため、中長期的にはメリットが得られると考えられる。

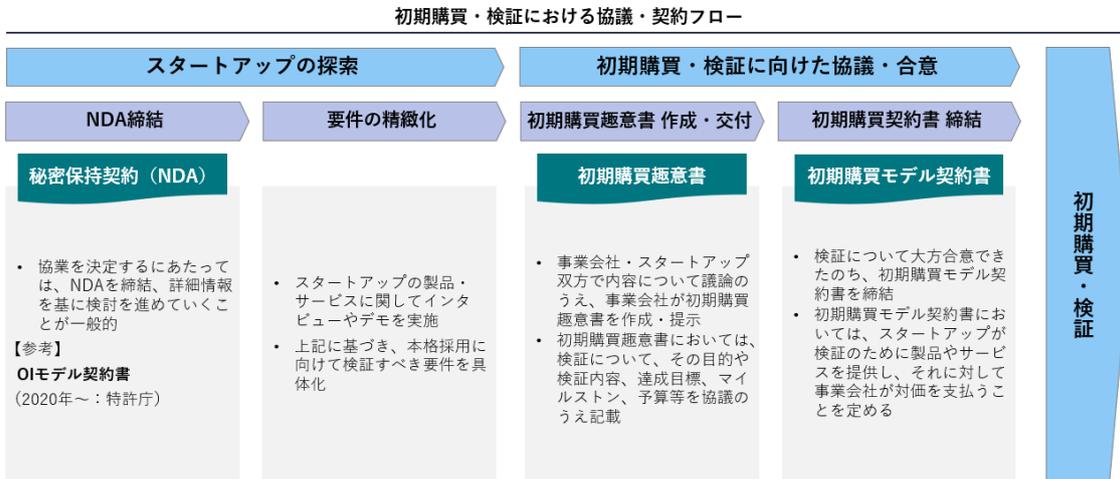
本契約書の位置づけ

- ・ また、本契約書では、サービス利用契約に係る基本的な権利関係を定めている。一方で、購買（利用）の目的である効果検証の詳細な内容については、法的拘束力のない「初期購買趣意書」にて定めている（ただし、詳細に踏み込まない程度の内容は、後述の通り第1条第2項で規定することを想定している）。これによって、契約書自体をシンプルな内容とすることができるため、社内調整等に要する時間を短縮され、取引の迅速化が期待される。
- ・ さらに「初期購買趣意書」には、効果検証におけるマイルストーンや成功基準についても定めている。これは、効果検証を円滑に進めてその先にあるスタートアップの製品・サービスの本格採用（継続的な購入や自社製品への統合）を実現するためである。詳細については別資料「初期購買趣意書」を参照されたい。

本契約書及び「初期購買趣意書」の活用方法

- ・ はじめに事業会社とスタートアップの双方で効果検証の内容について協議の上、事業会社が「初期購買趣意書」を作成し、スタートアップに提示する。
- ・ 検証内容について双方で認識齟齬がないことを確認したのち、本契約書を用いてサービス利用契約を締結する。
- ・ 上記を含む、スタートアップの製品・サービスの効果検証のための試験的な購買（利用）の流れは以下の通りである（図③）。

【図③：初期購買・検証における協議・契約フロー】



■ 1条 目的

第1条 甲及び乙は、乙が次項で定める本ソフトウェアの効果検証を実施するため（以下「本目的」という。）に、本契約に基づいて本ソフトウェアを使用許諾するものであることを確認する。

2 乙が行う本ソフトウェアの効果検証の内容は以下の通りとする。
 本ソフトウェアを、乙が開発を行う物流倉庫の省人化対応に資するピッキングロボットにおける画像認識システムとして利用する場合の性能評価

3 乙は、本ソフトウェアについて、本目的以外の目的では使用しないものとする。

<ポイント>

- ・本契約の目的を定める条項である。
- ・事業会社によるスタートアップの製品の想定外の利用を防ぐために、本ソフトウェアの効果検証以外での目的での使用を禁止している。

<解説>

- ・通常の取引において、購買（利用）した製品の用途を限定することは一般的ではない。しかし、自社の技術・ノウハウが結晶した製品を事業会社に提供することに抵抗を感じるスタートアップも少なくない。そこで、本条項を設けることで、スタートアップの懸念を軽減することを目的としている。
- ・事業会社が本目的に違反した製品の使用を行った場合は、スタートアップは本契約を解除することが可能であり（第11条第1項第1号）、また損害賠償を請求することも可能となる（第14条第1項）。
- ・最後に、本条第2項に定める効果検証の内容は、抽象的過ぎず、かつ具体的過ぎない

記載であることが望ましい。抽象的に規定し過ぎると検証を行う製品がスタートアップの意図しない目的で使用される可能性が高くなるためである。一方、具体的に規定し過ぎると拡張や変更の度に契約修正の必要が生じるためである。

■ 2条 ライセンス使用許諾

第2条 甲は、乙に対し、第15条に定める有効期間中（以下「ライセンス期間」という。）、第2項に定める使用者に限り、かつ本契約及び本ソフトウェアに関して提供されるその他の文書に記載の条項に従うことを条件に、本ソフトウェアの非独占的な使用权（以下「本ライセンス」という。）を許諾する。乙は、ライセンス期間の満了時又は終了時に、本ソフトウェアの一部又は全部が事前に通知することなく動作を停止する可能性があることを予め認める。ライセンス期間が満了又は終了した場合、乙は本契約を更新しない限り本ソフトウェアを使用することはできない。

2 本契約に基づく本ソフトウェアの使用者は乙及び乙の役員及び従業員のみとする。乙は、甲の事前の書面による承諾のない限り、第三者に本ソフトウェアの使用权を許諾してはならない。

<ポイント>

- ・ライセンスの使用許諾に関する一般的規定である。

<解説>

- ・本目的が本ソフトウェアの効果検証であることを鑑み、スタートアップに対してライセンスの独占的な使用を求めることは不適切である。

■ 3条 支払い

第3条 ライセンス期間中、乙は甲に対して、本ライセンスの許諾の対価として、使用料[月額●●円]を、[毎月末日]までに甲が指定する口座に振り込む方法により甲に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。[1か月に満たない期間の使用料は、当該月の日割計算によるものとし、1円未満の端数は切り捨てる。]

<ポイント>

- ・支払いに関する一般的な規定である。なお、上記の規定ではライセンス料を月払いとしているものの、年払い等他の形式をとることも可能である。

■ 4条 対価の不返還

第4条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方に対して支払った対価に関し、計算の過誤による過払いを除き、いかなる事由による場合でも、返還その他一切の請求を行わないものとする。なお、錯誤による過払いを理由とする返還の請求は、支払後30日以内に書面等により行うものとし、その後は理由の如何を問わず請求できない。

<ポイント>

- ・支払われた対価についての不返還を定めた一般的な条項である。

■ 5条 保証の否認

第5条 甲は、本ソフトウェアが乙の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、乙による本ソフトウェア利用が乙に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではない。

<ポイント>

- ・スタートアップが、本ソフトウェアについて品質などに対して保証を行わないことを定める条項である。

<解説>

- ・本契約は事業会社に対して本ソフトウェアの使用を許諾するものであり、事業会社が本ソフトウェアに求める各種要件との適合等に対して、保証を行う必要はなく、これにより迅速に試験的な本ソフトウェアの使用を開始させることを目的としている。

コラム：セキュリティポリシーについて

- ・事業会社では、取引先との契約締結前にセキュリティポリシーへの準拠を要求することが多い。このような要求があった場合、スタートアップでは、データ保護/管理体制、ネットワークセキュリティ、インシデント対応、従業員教育など多岐にわたる項目に対応する必要がある。サプライチェーンの安全性を担保するために必要なことであるが、スタートアップにとっては大きな負担となることが多い。
- ・一方で、一般的に、試験的な購買・検証においては、セキュリティリスクは限定的であると想定される。したがって、このような購買・検証では、本格導入の際に用いるような通常のセキュリティポリシーを適用しスタートアップに過度な負担を強いるのではなく、比較的簡易なセキュリティポリシーへの準拠を求めれば十分である。
- ・そのため、事業会社としては、予め簡易版のセキュリティポリシーを作成するか、スタートアップと個別に協議を行い、最も重要なデータ・インフラに焦点を当てたセキュリティ対策の実施や、スタートアップの状況に適したセキュリティ要件の調整など、個別かつ柔軟に対応することが望ましい。また、本格導入の際には通常のセキュリティポリシーへの準拠を求めるとしつつ、段階的に対応していくロードマップを求める等の対応も考えられる。

■ 6条 知的財産権（太字：重要ポイント）

第6条 甲及び乙は、本目的のために使用する場合を除き、甲の保有する本ソフトウェアに関する全ての知的財産権（特許を受ける権利その他これに類する登録申請に係る権利及びノウハウを含む。以下本条において同じ。）は甲に帰属し、本契約の締結によっても、乙に対して当該知的財産権が譲渡されるものでなく、また、実施権、利用権その他いかなる権限も付与されるものでないことを確認する。

2 本目的としての効果検証に関連して乙が甲に対して提供したフィードバックを、甲は本ソフトウェアの改善又は開発に活用することができる。

3 乙は、かかるフィードバックにより改善又は開発された本ソフトウェアに係る知的財産権の保有を主張することはできない。

<ポイント>

- ・取引時点でのスタートアップが持つ製品に関する知的財産権の帰属を明らかにし、また本目的の検証活動において事業会社がスタートアップに対して何らかのフィードバックを行った場合においても、事業会社側が当該フィードバックにより改善又は開発された製品に係る知的財産の保有を主張できないことを定めている。

<解説>

- ・本契約の目的は、本格的な協業に移行する前に、まずは試験的にスタートアップの製品・サービスを購買（利用）して効果検証を行い、相互理解を深めることである。
- ・上記目的に照らして、検証は迅速に行うべきであり、スタートアップとの交渉は可能な限り排除されることが望ましい。知的財産権の保有というテーマは両社にとって特に交渉が発生しやすいポイントであり、またスタートアップ側が不安を抱える対象である。
- ・こうした背景から、本目的の検証活動においては、原則として、知的財産権を新たに発生させることに直接つながる開発行為は行わないという姿勢が望ましい。また、スタートアップは製品・サービスの検証を通じて得られるフィードバックにより製品・サービスを改善・充実させていくことが一般的である。そのため、本条第2項の通り、事業会社が提供したフィードバックをスタートアップが自由に製品の改善又は開発に利用できることを定めた。また本条第3項では、事業会社が提供したフィードバックを基に改善又は開発された本ソフトウェアについて事業会社は知的財産権の保有を主張しないことを定めた。これにより、本検証において事業会社とスタートアップの間で知的財産権についての交渉は原則生じないことが想定されるため、取引の迅速化が期待される。一方で事業会社側がフィードバックに対して消極的となることが懸念される。したがって当事者間の協議の上で当該条項の要否を判断するのが望ましい。

- ・ 事業会社によるスタートアップの製品・サービスへのフィードバックは、スタートアップの事業成長にとって非常に有益である。また、事業会社にとってもメリットが大きい。例えば、フィードバックによってスタートアップの製品が改善又は開発されることで自社の意見がある程度反映された（自社のニーズに適応した）製品になる可能性がある。また、有益なフィードバックを提供してくれる企業としてスタートアップエコシステムにおける自社の評価が高まることで、多くのスタートアップとの関係構築が容易となり、中長期的にオープンイノベーションの成果創出に寄与する可能性がある。
- ・ 上記メリットを踏まえても尚、フィードバックをスタートアップが活用することに制限をかけられるケースや、フィードバックを基に製品を改善又は開発した場合に、知的財産権の保有を主張されるケースは起こりうる。その際は、スタートアップと事業会社間の交渉により、フィードバックにより得られた情報の取り扱いをより詳細に、あるいは利用目的の範囲を狭く定義することで、事業会社側に本条の適用を受け入れられやすくする方法もある。
- ・ また検証活動の結果として、何らかの創発的な活動が必要であることが明らかになった場合には、別途共同研究開発のための協議・契約を行い、その中で改めて開発対象の知的財産権の保有について定めればよい。

本目的の検証において追加学習を行う場合の知的財産権等の取り扱いについて

- ・ また、本契約書の想定シーンでは、事業会社が保有する情報（画像等）をスタートアップの学習済みモデルが取り込むことによる追加的な学習はしない想定としている。しかし、実務においては追加的な学習を行うケースが一般的である。スタートアップにとっては、AIモデルに追加的な学習を繰り返し、そのモデルを別の顧客に提供することを想定している。したがって、その旨を契約書に盛り込む必要がある。例えば、以下のような条文が想定される。

【オプション条項①】

甲は、乙以外の第三者に対して、本ソフトウェアにつき乙において追加学習を行うことにより生成された追加学習済みモデルを用いたサービス（当該追加学習済みモデルの複製物を当該第三者に提供するか否かを問わない。）を提供することができる。

【オプション条項②】

本目的の検証に伴い生じた知的財産権（その出願権及び登録申請に係る権利及びノウハウを含む。）は、乙が従前から保有している又は第三者が保有しているものを除き、甲に帰属するものとする。）

（甲：スタートアップ/乙：事業会社/追加学習済みモデル：事業会社側で追加的に学習を行った AI モデル）

- ・本条に定める「本目的の検証に伴い生じた知的財産権」には、本検証に利用するためにスタートアップが生成した学習済みモデルや学習用データセット（データベース部分に創作性がある場合）、学習用プログラムのソースコードに係る著作権のうち本検証で新たに作成したものが含まれる。そのため、これらに関する知的財産権についてはスタートアップに帰属することとなる。
- ・AIモデルが追加的な学習を行う場合の契約上の論点については、特許庁が公開している「OIモデル契約書（AI編）」に詳細に解説しているため、そちらも参照されたい。
 - ▶ 「OIモデル契約書（AI編）」
 - ◇ URL：<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

■ 7条 禁止事項

第7条 乙は、本ソフトウェアの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- ① 蒸留行為（本ソフトウェアへの入力データと、本ソフトウェアの処理結果を新たな学習用データセットとして新たな学習済みモデルを生成する行為）
- ② 不正なデータ又は命令を本ソフトウェアに入力すること
- ③ 本ソフトウェアのネットワーク又はシステム等に過度な負担をかけること
- ④ 本ソフトウェアの知的財産権を侵害すること
- ⑤ 本契約に違反すること

<ポイント>

- ・事業会社が本ソフトウェアを利用するに際しての禁止事項を定めた条項である。
- ・本契約では上記の4点の記載に留めているが、本ソフトウェアの性質によっては上記以外の禁止事項も考えられるため適宜変更・修正を施すのが望ましい。

■ 8条 権利義務の譲渡禁止

第8条 甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得た場合を除き、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

<ポイント>

- ・権利義務の譲渡に関する一般的な規定である。

■ 9条 反社会的勢力等の排除

第9条 甲及び乙は、各自、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標

傍ゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

- ① 自己の取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長もしくはこれらに準ずる者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等であること、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力等に対して反社会的勢力等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、本契約又は取引契約を締結すること
- 2 甲及び乙は、各自、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

<ポイント>

- ・反社会的勢力の排除に関する一般的規定であり、各都道府県の暴力団排除条例における、スタートアップ及び事業会社が契約を締結する際の規定（例：東京都暴力団排除条例第18条第2項）に対応することをその目的としている。

■ 10条 秘密保持（太字：重要ポイント）

第10条 甲及び乙は、本契約の履行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示及び提供（以下「開示等」という。）の方法並びに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲又は乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報（以下「秘密情報」という。）及び秘密情報を含む文書その他の媒体（以下総称して「秘密情報等」という。）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 前項の定めに関わらず、次の各項のいずれか一つに該当する情報については、秘密

情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
 - ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
 - ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得又は創出したもの
- 3 受領者は、秘密情報等について、事前に開示者から書面等による承諾を得ずに、本契約の履行の目的以外の目的で使用、複製及び改変してはならず、本契約の履行のために合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製及び改変できるものとする。
- 4 受領者は、秘密情報等を、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士等のアドバイザー（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等（ただし、法律上守秘義務を負うアドバイザーを除く。）に退職後も含め課すものとする。
- 5 第1項、第3項及び第4項の定めに関わらず、受領者は、次の各項に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができる。
- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公庁又はその他法令・規則の定めに従った開示等の要求がある場合
- 6 本契約が解除された場合、又は開示者の指示があった場合は、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報が記録された媒体を破棄又は開示者に返還もしくは引渡し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする（ただし、自動バックアップシステムにより作成された削除が困難な電磁的記録を除くものとするが、受領者はかかる電磁的記録にアクセスしないものとする。）。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄又は削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 7 前項までの規定に関わらず、本条は、秘密情報に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、秘密情報に関する両当事者間の書面等又は口頭による提案及びその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 8 本条の規定は、開示等した日より3年間有効に存続するものとする。
- 9 前項までの規定に関わらず、甲は、第6条第2項に定める通り、本目的の検証活動において乙が甲に対して提供したフィードバックを、甲は本ソフトウェアの改善又は開発に活用することができる。また、当該フィードバックは、第6項が定める秘密情報の返還もしくは引渡し・削除の対象外とする。

<ポイント>

- ・相手から提供を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

事業会社から提供される製品についてのフィードバック情報の取り扱い

- ・検証活動において事業会社から提供されるフィードバックについても、秘密情報等に該当するため、本条第9項において、フィードバック情報をスタートアップが製品改善に活用できる旨を定めており、第6条第2項の実効性を担保している。

従前に締結した秘密保持契約との関係整理

- ・秘密保持契約に引き続いて本契約を締結する場合、本契約よりも前に締結した秘密保持契約と本契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ・本契約の履行に関して開示される秘密情報について従前の秘密保持契約を適用すべき場合もあるが、本契約においては本契約内の秘密保持条項が、すでに締結されている秘密保持契約の条項を上書きすることを本条第7項で明記している。いずれが妥当であるかは、既存の秘密保持契約の内容によることになる。また、上書きする際は、既存の秘密保持契約の内容を本契約で上書きすることで齟齬が生じないか、十分に注意して規定する必要がある、必要に応じて、従前の秘密保持契約上の「秘密情報」も本契約における秘密情報に含むという規定にするかも検討すべきである。
- ・なお、既存の秘密保持契約において、その目的が製品の初期購買前の準備的な検討に限定されていたり、有効期間がそのような検討のための短期間に限定されていたりする場合には、既存の秘密保持契約上で開示された秘密情報を製品の初期購買以降も利用するには、既存の秘密保持契約を変更する必要があることにも留意する必要がある。

秘密情報の定義（秘密である旨の特定の要否）

- ・秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、初期購買段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、前者を採用している。
- ・他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとし有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう（秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。）リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- ・なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、特許庁が公開している「OIモデル契約書（AI編）」の秘密保持契約

書に詳細に解説しているため、そちらも参照されたい。

➤ 「OI モデル契約書_秘密保持契約書 (AI 編) 」

☆ URL : [ai-v2_1-nda_chikujouari.pdf](https://www.aisec.org/ja/ai-v2_1-nda_chikujouari.pdf)

事業会社に製品が購買 (利用) された事実の公表

- ・ スタートアップにとって、自社製品が事業会社に購入 (利用) されたとの事実は、投資家やユーザーに対する効果的な PR 材料になる場合が多く、かかる事実の公表を望むケースが多い。
- ・ しかし、秘密情報の定義の内容によっては、かかる事実の第三者への公表が守秘義務違反となるか否かが曖昧となり、その結果スタートアップが公表に踏み切れないケースや、事業会社に事前に許可を求めたものの社内決裁等に時間を要したため発表すべきタイミングに発表できないケースが散見される。
- ・ そこで、本契約が締結された事実は公表しても問題ないと双方が合意した場合には、当該公表を積極的に認める規定を設けることで、かかる弊害を回避することができる。
- ・ 事実の公表に準じ、スタートアップ側が顧客となった事業会社のロゴ・マーク等を WEB サイトやチラシ等へ掲載することも基本的には双方合意の上許諾されることが望ましい。

【オプション条項】

本条の定めに関わらず、甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、甲乙間で本ソフトウェアの売買が行われた (利用がなされた) 事実を第三者に公表することができる。当該公表に際して、甲は、無償で別紙記載の乙の企業ロゴ等を使用できるものとし、乙は甲が無償で当該企業ロゴ等を使用すること許諾する。

■ 11 条 解除

第 11 条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したとき (ただし、第 1 号は相手方が乙である場合のみ適用される。) は、何らの催告も要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 乙が本ソフトウェアを本目的以外の目的で使用したとき
- ② 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- ③ 第 8 条に違反して本契約に基づく義務を第三者に譲渡したとき
- ④ 第 9 条に違反したとき

2 前項の規定により本契約を解除した甲又は乙は、当該解除により相手方に損害が生じた場合も、当該損害を賠償する義務を一切負わない。

3 甲及び乙は、第 1 項に定めるほか、相手方が本契約に定める条項に違反し、当該相手方に対し催告したにも関わらず 30 日以内に当該違反が是正されないときは、

本契約の一部又は全部を解除することができる。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的な規定である。

<解説>

- ・ 第1項第1号では、スタートアップが製品を本目的以外の用途で使用又は処分された際に契約を解除できるように定めた。
- ・ また契約期間が長期に及ぶ場合に、契約期間の途中で検証が完了し、契約の解除が必要となるケースも想定される。その場合には以下のようなオプション条項の追加を検討すればよい。

【オプション条項】

甲及び乙は、相手方に対して1か月前に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

- ・ また、以下のようにいわゆるチェンジオブコントロール(COC)が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&Aの実行が解除事由に該当してしまう。
- ・ したがって、スタートアップとしては、解除事由にCOCが含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

【COC条項】

- ・ 一方の当事者に経営権・支配権の変更・異動が発生した場合に、契約内容の制限や、もう一方の当事者によって契約解除を可能にする条項のこと。
- ・ 例えば、他の法人と合併、企業提携あるいは持株比率の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合などのケースが想定される。

■ 12条 契約終了時の措置

第12条 前条に定める本契約の解除は、将来に向けてその効力を生じる。

2 原因の如何を問わず本契約が終了した場合には、甲及び乙は、直ちに第10条第6項の定めに従って秘密情報等を相手方に返還もしくは引渡し、又は、破棄するものとする。

3 本契約終了後は、直ちに本ソフトウェアの使用を中止するものとする。

<ポイント>

- ・ 本条は、契約終了時のサービス利用者の義務を定めたものである。

■ 13条 存続条項

第13条 第6条(知的財産権)、第8条(権利義務の譲渡禁止)、第10条(秘密保持)、第11条(解除)第2項、第14条(損害賠償)、第16条(協議事項、準拠法及

び管轄裁判所) は、本契約の終了後もなお効力を有する。

<ポイント>

- ・契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的な規定である。

■ 14条 損害賠償

第14条 甲及び乙は、本契約に違反したときは、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負う。

2 甲が本契約に違反した場合の損害賠償の額は、当該違反が甲の故意又は重過失による場合を除き、第3条に基づき受領済のライセンス料の額を超えないものとする。

<ポイント>

- ・スタートアップの責めに帰すべき事由により事業会社が損害を被った場合の賠償責任の範囲に関する規定である。

<解説>

- ・損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、本検証の内容やコストの負担、ライセンス料の額等を考慮してスタートアップ・事業会社の合意により決められるケースもあるが、本条では具体的な損害賠償額は定めず、スタートアップ側の損害賠償額の上限のみ定めた。
- ・スタートアップ・事業会社間で片務的な内容となっているのは、スタートアップが主体となり想定される違反行為は契約不適合等の軽微なものが想定される一方で、事業会社側が主体となり想定される違反行為は、製品の目的外使用等の重大な内容が想定されるためである。したがって、スタートアップ側の損害賠償額に一定程度の制限を加えるのが妥当と思われる。
- ・ただし、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている。事業会社に多額の損害が発生することも想定され、その損害の原因を、スタートアップが故意に又は重大な過失によって生じさせた場合にまで、スタートアップを保護する必要性に乏しいことから、このような規定を設けた。

■ 15条 契約の有効期間

第15条 本契約は、20●●年●●月●●日に発効し、3か月間有効に存続する。

ただし、存続期間の満了日の1か月前までに甲乙いずれの当事者からも本契約を更新しない旨の通知がないときは、更に3か月のみ存続するものとする。

<ポイント>

- ・契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ 甲は本ソフトウェアを本目的に則り使用するため、基本的には本ソフトウェアの検証に必要な期間が契約の有効期間となる。
- ・ しかしながら、検証期間が予定より長引くケースも想定されるため、本条においては、更新拒絶がない限り自動的に、追加で3か月間のみ有効期間が延長されることとした。

■ 16条 協議事項、準拠法及び管轄裁判所

第16条 本契約に定めのない事項又は本契約の定めに疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定する。

2 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

3 本契約に関し、万一紛争が生じた場合には、[東京]地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説>

- ・ 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定めている。
- ・ 「東京地方裁判所」を合意管轄としているのは単なる例示であり、適宜な裁判所を指定してもよい。ただし、技術的事項にかかわる論点がある場合は、東京・大阪いずれかの地方裁判所を管轄とすることが望ましい。

年 月 日

甲

乙